地方消費税（県税）

国の税金である消費税と同様に、商品やサービスの料金にかかります。

◆納める人

国内取引	製造、卸、小売、サービス等の事業者
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る者

（注）　保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

◆納める額

国に納める消費税額の17/63（消費税率に換算すると1.7%に相当します。）

※地方消費税と消費税を合わせると８%の負担率となります。

◆申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納めます。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納めます。

◆都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が、最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

◆市町村への交付

県へ納められた地方消費税（清算後）の２分の１に相当する額は人口比率などにより県内の市町村に交付されます。

◎地方消費税率の引上げ

適用期間	平成26年３月31日まで	平成26年４月１日から	平成29年４月１日から
地方消費税率	１% （消費税額の 25/100）	1.7% （消費税額の 17/63）	2.2% （消費税額の 22/78）
消費税率	４%	6.3%	7.8%
合計	５%	８%	10%

◎地方消費税率引上げの目的

急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するために、平成26年４月から消費税率の引上げに伴い地方消費税率が引き上げられています。

◎引上げ分の地方消費税収入の使途の明確化

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされました。

（注）　社会保障４経費　制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費